

※ホームページの公開にあたっては、白紙のページは省略しています。  
そのため、ページ番号が連続しない場合がありますが、落丁ではありません。

令和2年度

## 財政援助団体等監査結果報告書

令和3年2月

新宿区監査委員

地方自治法（昭和 22 年法律第 67 号）第 199 条第 9 項の規定により、令和 2 年度財政援助団体等監査の結果に関する報告を決定したので、次のとおり提出する。

令和 3 年 2 月 15 日

新宿区監査委員	白 井	裕 子
同	小 池	勇 士
同	國 井	政 利
同	豊 島	あつし

# 目 次

## I 監査の概要

第1	監査の種類及び目的	1
第2	監査の対象	1
第3	監査の日程	1
第4	監査の実施内容	2
第5	監査の着眼点	2
別表1	監査実施団体及び所管部局	4
別表2	監査日程	5

## II 監査の結果

第1	団体別監査結果	7
1	新宿東口商店街振興組合	7
2	四谷地域センター運営委員会	9
3	落合第一地域センター管理運営委員会	11
4	新宿スポーツコミュニティ共同事業体	13
5	特定非営利活動法人新宿環境活動ネット	15
6	公益財団法人新宿未来創造財団	17
7	公益財団法人新宿区勤労者・仕事支援センター	21
8	社会福祉法人東京ムツミ会	25
9	社会福祉法人邦友会	27
10	ライクアカデミー株式会社	29
11	社会福祉法人いるま保育会	32
12	独立行政法人都市再生機構	34
13	新宿駅周辺地区都市再生協議会	36
14	新宿区教職員互助会	37
15	ナカバヤシ株式会社	39
16	丸善雄松堂株式会社	41
第2	まとめ	43

# I 監査の概要

# I 監査の概要

## 第1 監査の種類及び目的

地方自治法（以下「法」という。）第199条第7項の規定による財政援助団体等監査である。

新宿区監査基準第3条第1項第3号に準拠し、法第199条第7項に規定する財政的援助を与えているもの、出資しているもの、借入金の元金又は利子の支払を保証しているもの、受益権を有する信託の受託者及び公の施設の管理を行わせているものの当該財政的援助等に係る出納その他の事務の執行が当該財政的援助等の目的に沿って行われているかについて、監査を実施した。

[監査の対象となる団体]

- ① 補助金等交付団体（補助金、交付金、負担金、貸付金、損失補償、利子補給その他の財政的援助（以下「補助金等」という。）を与えている団体をいう。以下同じ。）
- ② 出資団体（資本金、基本金その他これらに準ずるものの4分の1以上を出資している団体をいう。以下同じ。）
- ③ 不動産信託の受託者
- ④ 公の施設の管理を行わせている団体（以下「指定管理者」という。）

また、財政援助団体等監査と併せて、法第199条第1項及び第5項の規定に基づき、団体に対する所管部局の指導監督が適切に行われているかなどについての随時監査を実施した。

なお、本報告書は、監査基準第16条に準拠し、作成したものである。

## 第2 監査の対象

今回監査を実施した団体は、令和元年度における補助金等交付団体、出資団体、不動産信託の受託者及び指定管理者のうち、別表1に掲げる16団体である。なお、各団体の所管部局は、別表1のとおりである。

## 第3 監査の日程

令和2年9月8日（火）から令和3年1月28日（木）まで

## 第4 監査の実施内容

### 1 補助金等交付団体及び出資団体

#### (1) 団体

補助金等交付団体及び出資団体の概要、定款、令和元年度決算書、令和元年度事業報告書及び実績報告書等の関係書類の提出を事前に求め、監査日程（別表2）により、補助金等の執行状況や出資団体の運営状況について、補助金等交付団体及び出資団体の会計帳簿や証拠書類との突合を行った。また、併せて関係者からの説明を聴取し質疑を行った。

#### (2) 所管部局

事前に提出された補助金等交付申請、交付決定等に係る関係書類及び補助金等交付要綱並びに出資に係る事業報告書を基に、補助金等交付団体及び出資団体の関係書類との突合を行った。また、併せて担当者等から説明を聴取した。

### 2 指定管理者

#### (1) 団体

指定管理者の概要、定款、基本協定書、令和元年度協定書、令和元年度決算書、令和元年度事業報告書及び実績報告書等の関係書類の提出を事前に求め、監査日程（別表2）により、協定書に基づいた管理業務内容及びその事務処理について、指定管理者の会計帳簿や証拠書類との突合を行った。また、併せて関係者からの説明を聴取し質疑を行った。

#### (2) 所管部局

事前に提出された協定書に定める各種報告書、事業評価結果等の関係書類を基に、指定管理者の関係書類との突合を行った。また、併せて担当者等から説明を聴取した。

## 第5 監査の着眼点

主な着眼点は、次のとおりである。

### 1 補助金等交付団体

#### (1) 団体

ア 補助金等に係る事業は、計画及び交付条件に沿って適正かつ効果的に行われているか。

イ 補助金等に係る収支の事務処理は、適正に行われているか。

#### (2) 所管部局

ア 補助金等に係る事業の効果及び履行の確認は、適切に行われているか。

イ 補助金等交付団体への指導監督は、適切に行われているか。

## 2 出資団体

### (1) 団体

ア 出資団体の事業等は、出資の目的に沿って適正かつ効果的に運営されているか。

イ 会計経理及び財産管理は、適正に行われているか。

### (2) 所管部局

出資団体への指導監督は、適切に行われているか。

## 3 指定管理者

### (1) 団体

ア 公の施設の管理は、協定に基づき適正かつ効率的に行われているか。

イ 管理業務に係る事務処理は、適正に行われているか。

### (2) 所管部局

ア 指定管理者制度を導入した目的、趣旨が達成されているか。

イ 指定管理者への指導監督は、適切に行われているか。

別表1 監査実施団体及び所管部局

No.	団体名	区分				監査対象所管課
		補助金	出資	信託	指定管理	
1	新宿東口商店街振興組合	○				危機管理担当部 危機管理課 文化観光産業部 産業振興課
2	四谷地域センター運営委員会	○			○	地域振興部 四谷特別出張所
3	落合第一地域センター管理運営委員会				○	地域振興部 落合第一特別出張所
4	新宿スポーツコミュニティ共同事業体				○	地域振興部 生涯学習スポーツ課
5	特定非営利活動法人新宿環境活動ネット				○	地域振興部 生涯学習スポーツ課 環境清掃部 環境対策課
6	公益財団法人新宿未来創造財団	*	*		○	文化観光産業部 文化観光課
7	公益財団法人新宿区勤労者・仕事支援センター	○	○		○	文化観光産業部 消費生活就労支援課 福祉部 障害者福祉課 環境清掃部 ごみ減量リサイクル課
8	社会福祉法人東京ムツミ会	○				福祉部 障害者福祉課
9	社会福祉法人邦友会	○				福祉部 障害者福祉課 福祉部 介護保険課
10	ライクアカデミー株式会社	○			*	子ども家庭部 保育課 子ども家庭部 保育指導課
11	社会福祉法人いるま保育会	○				子ども家庭部 保育指導課
12	独立行政法人都市再生機構	○				都市計画部 防災都市づくり課
13	新宿駅周辺地区都市再生協議会	○				新宿駅周辺整備担当部 新宿駅周辺基盤整備担当課
14	新宿区教職員互助会	○				教育委員会事務局 教育指導課
15	ナカバヤシ株式会社				○	教育委員会 中央図書館
16	丸善雄松堂株式会社				○	教育委員会 中央図書館

○…今年度監査対象

\*…今年度監査対象外



別表2 監査日程

実施年月日	団体名
令和2年 10月 6日 (火) 10月 29日 (木) *	四谷地域センター運営委員会
10月 7日 (水) 10月 29日 (木) *	落合第一地域センター管理運営委員会
10月 8日 (木) 11月 9日 (月) *	公益財団法人新宿区勤労者・仕事支援センター
10月 13日 (火) 11月 10日 (火) *	新宿スポーツコミュニティ共同事業体
10月 14日 (水) 11月 10日 (火) *	特定非営利活動法人新宿環境活動ネット
10月 15日 (木) 11月 13日 (金) *	ナカバヤン株式会社
10月 20日 (火) 11月 13日 (金) *	丸善雄松堂株式会社
10月 22日 (木) 11月 18日 (水) *	公益財団法人新宿未来創造財団
※事務局職員による書面監査 11月 24日 (火) 以降	新宿東口商店街振興組合
	社会福祉法人東京ムツミ会
	社会福祉法人邦友会
	ライクアカデミー株式会社
	社会福祉法人いるま保育会
	独立行政法人都市再生機構
	新宿駅周辺地区都市再生協議会
	新宿区教職員互助会

実施年月日の\*印は監査委員による委員質問

## Ⅱ 監査の結果

## II 監査の結果

### 第1 団体別監査結果

団体別の監査結果は、次のとおりである。

#### 新宿東口商店街振興組合

《補助金等交付団体》

### 第1 監査対象の概要

#### 1 団体の概要

新宿東口商店街振興組合（以下「組合」という。）は、昭和44年8月に設立された。

その主な事業活動は、次のとおりである。

ア 組合員のためにする売出しに関する共同事業

イ 組合員及びその従業員の福利厚生に関する事業

ウ 街路灯、駐車場、物品預り所、休憩所等組合員及び一般の公衆の利便を図るための共同施設の設置及びその維持管理

#### 2 区との関係及びその概要

##### (1) 区との関係

区は、組合に対し、令和元年度に52,277,000円を補助金として支出している。

##### (2) 補助金に関する概要

ア 補助金の名称、補助金額及び交付目的

補助金の名称	補助金額	交付目的
新宿区防犯設備の整備に対する補助金①	2,500,000円	商店街等が、生活の安全を確保するために防犯設備を整備及び活用することを促進し、もって安全・安心な地域社会の実現に寄与するため
新宿区にぎわいにあふれ環境にもやさしい商店街支援事業補助金②	49,777,000円	イベント事業等に対して支援を行い、にぎわいにあふれ環境にもやさしい商店街づくりに寄与するため
合計金額	52,277,000円	

イ 根拠法令等

(ア) 平成 31 年度新宿区防犯設備の整備に対する補助金交付要綱（平成 31 年 4 月 1 日 31 新総危危第 5102 号）〔前記①〕

(イ) 新宿区にぎわいにあふれ環境にもやさしい商店街支援事業補助金交付要綱（平成 31 年 4 月 1 日 30 新文産産第 8246 号）〔前記②〕

ウ 主な事業実績

(ア) 防犯設備の整備〔前記①〕

- ・防犯カメラ設置補助事業(新宿東口商店街振興組合)  
設置台数 34 台  
補助金額 2,500,000 円

(イ) にぎわいにあふれ環境にもやさしい商店街支援〔前記②〕

- ・イベント事業（新宿駅東口駅前広場 EAST ライブ）  
実施日 令和元年 9 月 21 日  
来街者数 約 35,000 人  
補助金額 632,000 円
- ・イベント事業（サンタが街にやってきた（19X'mas プレゼント））  
実施日 令和元年 12 月 22 日  
来街者数 約 36,000 人  
補助金額 946,000 円
- ・活性化事業（商店街フラッグ制作）  
数量 フラッグ 356 枚  
補助金額 3,494,000 円
- ・環境事業（LED 街路灯の建替事業）  
数量 街路灯 47 基  
補助金額 44,705,000 円

## 第 2 監査の結果

補助金について、特に指摘すべき事項は認められなかったが、口頭で改善を求めた事項があった。

所管課についても、特に指摘すべき事項は認められなかったが、口頭で改善を求めた事項があった。

四谷地域センター運営委員会  
《補助金等交付団体・指定管理者》

第1 監査対象の概要

1 団体の概要

四谷地域センター運営委員会（以下「団体」という。）は、平成7年6月に設立された任意団体である。

その主な事業活動は、次のとおりである。

ア 四谷地域センターの管理運営

イ コミュニティの形成を促進するために必要な事業

ウ その他団体の目的を達成するために必要な事業

2 区との関係及びその概要

(1) 区との関係

区は、団体に対し、令和元年度に100,000円を補助金として、21,075,036円を指定管理料として支出している。

(2) 補助金に関する概要

ア 補助金の名称、補助金額及び交付目的

補助金の名称	補助金額	交付目的
新宿区地域コミュニティ事業助成金	100,000円	区民が主体となる地域活動団体が行う地域交流の促進に向けた取組等に対して支援を行い、コミュニティの活性化を推進するため

イ 根拠法令等

平成31年度地域コミュニティへの支援等に関する要綱(平成30年12月12日30新地地コ第399号)

ウ 主な事業実績

地域の皆と楽しく交流！「山梨季節狩りバスツアー」

実施日 令和元年9月29日

参加者数 44人

(3) 指定管理に関する概要

ア 施設名、指定管理料及び指定期間等

施設名	指定管理料	利用料金収入	管理経費	指定期間
新宿区立四谷地域センター	21,075,036円	－(※)	22,830,307円	平成30年4月1日 ) 令和3年3月31日

※施設貸出料は、指定管理者の利用料金制度を導入せず、区の歳入(使用料)としている。

イ 根拠法令等

新宿区立地域センター条例（平成 17 年新宿区条例第 35 号）

ウ 主な管理業務の内容

- （ア）四谷地域センターの利用に係る受付及び貸出しに関する業務
- （イ）四谷地域センター内の清潔の保持、整頓その他環境の整備に関する業務
- （ウ）四谷地域センターの施設等の維持管理に関する業務
- （エ）四谷地域センターの団体登録、利用の承認、変更、取消し及び不承認並びに利用承認の取消し等に関する業務

エ 主な事業実績

（ア）施設の利用

・登録団体数	288 団体（令和 2 年 3 月 31 日現在）
・施設全体の利用状況	利用件数 10,702 件
	利用人数 108,588 人
	利用率 67.7%

（イ）主な事業の内容

・地域センターまつり			
四谷文化祭		参加者数	約 2,500 人
・広報誌（四谷）			
発行回数	年 3 回	各回	5,000 部発行
・その他コミュニティ事業			
サロンコンサート	2 回	参加者数	延べ 176 人
芸術サロン	3 回	参加者数	延べ 197 人
夏休み映画会	1 回	参加者数	44 人
冬休み子ども映画会	1 回	参加者数	87 人
料理講習会	2 回	参加者数	延べ 47 人
手作り作品講習会	2 回	参加者数	延べ 29 人
夏休み子ども工作教室	1 回	参加者数	10 人
ダンス・アフタヌーン	1 回	参加者数	59 人
盆踊りの練習会	2 回	参加者数	延べ 169 人
やなせたかし生誕 100 年記念講演会	1 回	参加者数	105 人
子ども書道教室	2 回	参加者数	延べ 64 人

## 第 2 監査の結果

補助金並びに公の施設の管理について、特に指摘すべき事項は認められなかったが、口頭で改善を求めた事項があった。

所管課についても、特に指摘すべき事項は認められなかったが、口頭で改善を求めた事項があった。

# 落合第一地域センター管理運営委員会

《指定管理者》

## 第1 監査対象の概要

### 1 団体の概要

落合第一地域センター管理運営委員会（以下「団体」という。）は、平成8年5月に設立された任意団体である。

その主な事業活動は、次のとおりである。

ア 落合第一地域センターの管理運営

イ コミュニティの形成を促進するために必要な事業

ウ その他団体の目的を達成するために必要な事業

### 2 区との関係及びその概要

#### (1) 区との関係

区は、団体に対し、令和元年度に20,806,304円を指定管理料として支出している。

#### (2) 指定管理に関する概要

ア 施設名、指定管理料及び指定期間等

施設名	指定管理料	利用料金収入	管理経費	指定期間
新宿区立 落合第一 地域センター	20,806,304円	－（※）	20,676,348円	平成30年4月1日 ） 令和3年3月31日

※施設貸出料は、指定管理者の利用料金制度を導入せず、区の歳入（使用料）としている。

イ 根拠法令等

新宿区立地域センター条例（平成17年新宿区条例第35号）

ウ 主な管理業務の内容

（ア）落合第一地域センターの利用に係る受付及び貸出しに関する業務

（イ）落合第一地域センター内の清潔の保持、整頓その他環境の整備に関する業務

（ウ）落合第一地域センターの施設等の維持管理に関する業務

（エ）落合第一地域センターの団体登録、利用の承認、変更、取消し及び不承認並びに利用承認の取消し等に関する業務

エ 主な事業実績

（ア）施設の利用

- ・登録団体数 210団体（令和2年3月31日現在）
- ・施設全体の利用状況 利用件数 7,750件

利用人数 86,959 人

利用率 48.8%

(イ) 主な事業の内容

- ・ 地域センターまつり

落合第一地域センターまつり 中止

※新型コロナウイルス感染症拡大防止のため

- ・ 広報誌（こんにちわ落合）

発行回数 年 3 回 各回 5,000 部発行

- ・ その他コミュニティ事業

カルチャー教室 3 回 参加者数 延べ 93 人

夏休み子ども教室 1 回 参加者数 35 人

新春センター寄席 1 回 参加者数 80 人

新春コンサート 1 回 参加者数 120 人

## 第 2 監査の結果

公の施設の管理について、特に指摘すべき事項は認められなかったが、口頭で改善を求めた事項があった。

所管課についても、特に指摘すべき事項は認められなかったが、口頭で改善を求めた事項があった。



# 新宿スポーツコミュニティ共同事業体

## 《指定管理者》

### 第1 監査対象の概要

#### 1 団体の概要

新宿スポーツコミュニティ共同事業体（以下「団体」という。）は、新宿区立新宿スポーツセンターの管理運営を行うため、平成27年8月に設立された。

代表者は日本管財株式会社、構成員は株式会社東京アスレティッククラブ、ヒューマンアカデミー株式会社である。

#### 2 区との関係及びその概要

##### (1) 区との関係

区は、団体に対し、令和元年度に134,939,128円を指定管理料として支出している。

##### (2) 指定管理に関する概要

###### ア 施設名、指定管理料及び指定期間等

施設名	指定管理料	利用料金収入	管理経費	指定期間
新宿区立 新宿スポーツ センター	134,939,128円	117,164,968円	368,782,465円	平成28年4月1日 ） 令和3年3月31日

###### イ 根拠法令等

新宿区立新宿スポーツセンター条例（平成17年新宿区条例第47号）

###### ウ 主な管理業務の内容

###### (ア) 新宿スポーツセンターにおいて行う事業に関する業務

- ・新宿スポーツセンターの利用に関すること。
- ・新宿スポーツセンターを利用するものに対する助言、指導及び相談に関すること。
- ・スポーツ活動及びレクリエーション活動の普及及び推進に関すること。

###### (イ) 新宿スポーツセンターの団体登録、利用の承認及び不承認並びに利用承認の取消し等に関する業務

###### (ウ) 新宿スポーツセンターの利用料金の納入、減免及び返還に関する業務

###### (エ) 新宿スポーツセンターの施設、附帯設備その他の設備の維持管理に関する業務

###### エ 主な事業実績

利用者数 407,133人

（内訳 貸切利用：85,176人 個人利用：242,842人 事業利用：79,115人）

## 第2 監査の結果

公の施設の管理について、特に指摘すべき事項は認められなかったが、口頭で改善を求めた事項があった。

所管課についても、特に指摘すべき事項は認められなかったが、口頭で改善を求めた事項があった。

# 特定非営利活動法人新宿環境活動ネット

## 《指定管理者》

### 第1 監査対象の概要

#### 1 団体の概要

特定非営利活動法人新宿環境活動ネット（以下「法人」という。）は、平成15年8月に設立された。

その主な事業活動は、次のとおりである。

ア 保健・医療又は福祉の増進、社会教育の推進、まちづくりの推進、文化・芸術又はスポーツの振興、環境の保全、人権の擁護又は平和の推進、男女共同参画社会の形成促進を図る活動

イ 地域安全活動

ウ 国際協力活動

エ 前各号に掲げる活動を行う団体の運営又は活動に関する連絡、助言又は援助の活動

#### 2 区との関係及びその概要

##### (1) 区との関係

区は、法人に対し、令和元年度に66,240,536円を指定管理料として支出している。

##### (2) 指定管理に関する概要

ア 施設名、指定管理料及び指定期間等

施設名	指定管理料	利用料金収入	管理経費	指定期間
新宿区立環境学習情報センター①	49,661,422円	533,500円	50,615,379円	平成29年4月1日
新宿区立区民ギャラリー②	16,579,114円	1,256,400円	17,870,186円	令和4年3月31日
合計金額	66,240,536円	1,789,900円	68,485,565円	

イ 根拠法令等

(ア) 新宿区立環境学習情報センター条例(平成15年新宿区条例第71号)[前記①]

(イ) 新宿区立区民ギャラリー条例(平成15年新宿区条例第73号)[前記②]

## ウ 主な管理業務の内容

### (ア) 環境学習情報センター[前記①]

- ・環境学習情報センターの施設、事務室及び設備の維持管理に関する業務
- ・環境学習情報センターにおいて行う事業に関する業務
  - ・環境の保全に関する情報の収集及び提供に関すること。
  - ・環境の保全に関する学習の振興に関すること。
  - ・環境の保全に関する講演、講習等の開催に関すること。
  - ・環境学習情報センターの展示室、研修室及び附帯設備の利用に関すること。
- ・環境学習情報センターの利用の承認及び不承認並びに利用承認の取消し等に関する業務
- ・環境学習情報センターの利用料金の納入、減免及び返還に関する業務

### (イ) 区民ギャラリー[前記②]

- ・区民ギャラリーの施設及び設備の維持管理に関する業務
- ・区民ギャラリーの利用の承認及び不承認並びに利用承認の取消し等に関する業務
- ・区民ギャラリーの利用料金の納入、減免及び返還に関する業務

## エ 主な事業実績

### (ア) 環境学習情報センター[前記①]

- ・来場者数 17,372 人
- ・利用件数（稼働率）

研修室	271 件	(50.6%)
展示室	76 件	(70.3%)
- ・指定事業 108 事業 参加者数 延べ 7,269 人
- ・提案事業 44 事業 参加者数 延べ 3,025 人

### (イ) 区民ギャラリー[前記②]

- ・来場者数 10,474 人
- ・利用件数（稼働率） 展示ホール 53 件 (86.3%)

## 第2 監査の結果

公の施設の管理について、特に指摘すべき事項は認められなかったが、口頭で改善を求めた事項があった。

所管課についても、特に指摘すべき事項は認められなかったが、口頭で改善を求めた事項があった。

# 公益財団法人新宿未来創造財団

## 《指定管理者》

### 第1 監査対象の概要

#### 1 団体の概要

公益財団法人新宿未来創造財団（以下「法人」という。）は、平成22年4月に公益認定を受けた。

その主な事業活動は、次のとおりである。

ア 地域の歴史の記録保存及び普及啓発

イ 文化芸術の振興と地域の文化活動を通じた豊かな心の育成

ウ スポーツの振興と地域のスポーツ活動を通じた健全な心身の育成

エ 次代を担う児童や青少年の育成

オ 国際相互理解の促進

カ 地域の魅力の内外への発信

キ 地域社会の健全な発展の促進

ク 区から受託する施設の管理運営に関する事業

#### 2 区との関係及びその概要

##### (1) 区との関係

区は、法人設立に際し、基本財産として5億円を出えんしている。

また、区は、法人に対し、令和元年度に514,417,269円を補助金として、841,085,441円を指定管理料として支出している。

なお、今回は、これらの支出のうち、文化観光課が所管する指定管理料を監査対象とする。

##### (2) 文化観光課が所管する指定管理に関する概要

ア 施設名、指定管理料及び指定期間等

施設名	指定管理料	利用料金収入	管理経費	指定期間
新宿区立新宿文化センター①	172,133,106円	210,819,823円	394,115,083円	平成28年4月1日 ┆ 令和3年3月31日
新宿区立新宿歴史博物館②	88,332,616円	3,602,100円	88,803,169円	平成28年4月1日 ┆ 令和3年3月31日
新宿区立林芙美子記念館③	16,181,433円	999,290円	16,845,954円	平成28年4月1日 ┆ 令和3年3月31日

新宿区立佐伯祐三アトリエ記念館④	8,661,000円	—	8,206,862円	平成28年4月1日 ↳ 令和3年3月31日
新宿区立中村彝アトリエ記念館⑤	10,349,000円	—	10,063,945円	平成28年4月1日 ↳ 令和3年3月31日
新宿区立漱石山房記念館⑥	59,731,325円	6,679,350円	64,768,040円	平成29年9月24日 ↳ 令和3年3月31日
合計金額	355,388,480円	222,100,563円	582,803,053円	

#### イ 根拠法令等

- (ア) 新宿区立新宿文化センター条例（昭和53年新宿区条例第18号）〔前記①〕
- (イ) 新宿区立新宿歴史博物館条例（昭和63年新宿区条例第12号）〔前記②〕
- (ウ) 新宿区立林芙美子記念館条例（平成3年新宿区条例第23号）〔前記③〕
- (エ) 新宿区立佐伯祐三アトリエ記念館条例（平成21年新宿区条例第56号）〔前記④〕
- (オ) 新宿区立中村彝アトリエ記念館条例（平成24年新宿区条例第43号）〔前記⑤〕
- (カ) 新宿区立漱石山房記念館条例（平成28年新宿区条例第46号）〔前記⑥〕

#### ウ 主な管理業務の内容

- (ア) 新宿文化センター〔前記①〕
  - ・新宿文化センターにおいて行う事業に関する業務
    - ・新宿文化センターの利用に関すること。
    - ・文化芸術の振興に関すること。
    - ・区民に対する文化の普及及び支援に関すること。
  - ・新宿文化センターの利用の承認及び不承認並びに利用承認の取消し等に関する業務
  - ・新宿文化センターの利用料金の納入、減免及び返還に関する業務
  - ・新宿文化センターの施設、附帯設備その他の設備の維持管理に関する業務
- (イ) 新宿歴史博物館〔前記②〕
  - ・新宿歴史博物館において行う事業に関する業務
    - ・新宿及び新宿に関連する地域の歴史及び文化に関する資料の収集、保管、展示及び利用に関すること。
    - ・新宿の歴史等に関する講演会、講座等の開催及び広報、出版等の普及活動に関すること。
    - ・新宿の歴史等に関する調査及び研究に関すること。
    - ・新宿歴史博物館の利用に関すること。
  - ・新宿歴史博物館の利用の承認及び不承認、利用承認の取消し等並び

に入館の制限等に関する業務

- ・新宿歴史博物館の利用料金の納入、減免及び返還に関する業務
- ・新宿歴史博物館の施設、附帯設備その他の設備の維持管理に関する業務

(ウ) 林芙美子記念館 [前記③]

- ・林芙美子に関する資料の保管及び展示に関する業務
- ・林芙美子記念館の利用料金の納入、減免及び返還並びに入館の制限等に関する業務
- ・林芙美子記念館の施設及び設備の維持管理に関する業務

(エ) 佐伯祐三アトリエ記念館 [前記④]

- ・佐伯祐三アトリエ記念館において行う事業に関する業務
  - ・アトリエの公開に関すること。
  - ・佐伯祐三に関する資料の展示その他の佐伯祐三に関する情報の発信に関すること。
- ・佐伯祐三アトリエ記念館の施設及び設備の維持管理に関する業務

(オ) 中村彝アトリエ記念館 [前記⑤]

- ・中村彝アトリエ記念館において行う事業に関する業務
  - ・アトリエの公開に関すること。
  - ・中村彝に関する資料の展示その他の中村彝に関する情報の発信に関すること。
- ・中村彝アトリエ記念館の施設及び設備の維持管理に関する業務

(カ) 漱石山房記念館 [前記⑥]

- ・漱石山房記念館において行う事業に関する業務
  - ・漱石山房の展示に関すること。
  - ・夏目漱石に関する著作物、原稿、書簡その他の資料の収集、保管及び展示に関すること。
  - ・夏目漱石に関する調査研究に関すること。
  - ・夏目漱石に関する情報の発信及び提供に関すること。
  - ・夏目漱石に関する講演会、講座等の開催に関すること。
  - ・夏目漱石を通じた地域住民、関係機関等との交流及び連携に関すること。
  - ・漱石山房記念館の利用に関すること。
- ・漱石山房記念館の団体登録、利用の承認及び不承認並びに利用承認の取消し等に関する業務
- ・漱石山房記念館の利用料金の納入、減免及び返還に関する業務
- ・漱石山房記念館の施設、附帯設備その他の設備の維持管理に関する業務

エ 主な事業実績

(ア) 新宿文化センター [前記①]

- ・利用者数 390,068人

- (イ) 新宿歴史博物館 [前記②]
  - ・利用者数 58,597 人
- (ウ) 林芙美子記念館 [前記③]
  - ・利用者数 11,847 人
- (エ) 佐伯祐三アトリエ記念館 [前記④]
  - ・利用者数 6,556 人
- (オ) 中村彝アトリエ記念館 [前記⑤]
  - ・利用者数 7,908 人
- (カ) 漱石山房記念館 [前記⑥]
  - ・利用者数 61,120 人

## 第2 監査の結果

公の施設の管理について、特に指摘すべき事項は認められなかったが、口頭で改善を求めた事項があった。

所管課についても、特に指摘すべき事項は認められなかったが、口頭で改善を求めた事項があった。



# 公益財団法人新宿区勤労者・仕事支援センター

《補助金等交付団体・出資団体・指定管理者》

## 第1 監査対象の概要

### 1 団体の概要

公益財団法人新宿区勤労者・仕事支援センター（以下「法人」という。）は、平成21年4月に一般財団法人として設立され、同年12月に公益認定を受けた。

その主な事業活動は、次のとおりである。

- ア 障害者、高齢者、若年者、女性等に対する就労支援事業
- イ 中小企業の勤労者、事業主及び新宿区民に対する勤労者福祉事業
- ウ リサイクル活動の普及促進及び活動団体の支援を行う事業
- エ 障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律に基づく障害福祉サービス事業
- オ 無料職業紹介事業

### 2 区との関係及びその概要

#### (1) 区との関係

区は、法人設立に際し、基本財産として303,000,000円を出えんしている。

また、区は、法人に対し、令和元年度に364,623,718円を補助金として、105,453,140円を指定管理料として支出している。

#### (2) 補助金に関する概要

##### ア 補助金の名称、補助金額及び交付目的

補助金の名称	補助金額	交付目的
公益財団法人新宿区勤労者・仕事支援センター補助金①	354,352,718円	公益財団法人新宿区勤労者・仕事支援センターの円滑な事業運営を図るため
新宿区障害者就労支援施設運営費補助金②	10,271,000円	企業等への就労を支援するとともに、就労が困難な障害者に対して働く場を提供し、能力等の向上を図るため
合計金額	364,623,718円	

##### イ 根拠法令等

(ア) 公益財団法人新宿区勤労者・仕事支援センター補助金交付要綱（平成21年4月1日21新地産消第75号）[前記①]

(イ) 新宿区障害者就労支援施設運営費補助金交付要綱（平成23年3月29日22新福障事第1317号）[前記②]

ウ 主な事業実績

(ア) 就労支援事業[前記①]

- ・若年者等就労支援事業 就職者数 7人  
若年相談件数 506件
- ・障害者就労支援事業 就職者数 52人  
職業相談件数 2,205件  
職場定着支援 5,338件
- ・受注センター事業 公的受託事業（新宿区等）延べ68件  
民間受託事業（定期受託）延べ116事業所  
民間受託事業（軽作業等）延べ60事業所  
区又は民間からの制作受託事業91件
- ・コミュニティショップ運営事業 ふらっと新宿 5店舗  
売上金額 52,338,416円  
実習生登録人数 49人
- ・IT就労訓練事業 就職者数 6人  
IT業務受注件数 117件  
実習生登録人数 37人

(イ) 勤労者福祉事業[前記①]

- ・利用会員入会状況 事業所数 1,297所 利用会員数 5,756人  
(令和2年3月31日現在)
- ・中小企業勤労者福祉に関する情報提供事業  
ぱる新宿ニュースの作成・配布 年10回 各7,500部
- ・中小企業勤労者福祉に関する各種セミナー等の事業  
各種資格検定講座など 受講者数 110人  
パソコン講座 受講者数 56人
- ・中小企業勤労者福祉事業  
・東京都及び区が行う勤労者福祉事業への協力事業

(ウ) リサイクル活動事業 [前記①]

- ・西早稲田リサイクル活動センター事業  
家具リユース事業 販売数 610点  
売上金額 2,132,000円

(エ) わーくす ここ・から[前記②]

- ・就労移行支援（エール） 利用定員 10人 現員 5人  
就職者数 4人  
平均工賃 35,321円/月
- ・就労継続支援B型（スマイル） 利用定員 30人 現員 33人  
平均工賃 27,681円/月
- ・就労定着支援事業 利用登録者数 8人

(オ) 無料職業紹介事業[前記①]

- ・無料職業紹介事業 求職者数 0人
- ・高齢者無料職業紹介事業 求職者数 1,398人

(カ) その他の事業（収益事業（自動販売機による物品販売等）、相互扶助事業（勤労者福祉事業の会員に対する慶弔金及び見舞金等の給付等））

(3) 指定管理に関する概要

ア 施設名、指定管理料及び指定期間等

施設名	指定管理料	利用料金収入	管理経費	指定期間
新宿区立新宿リサイクル活動センター①	85,929,140 円	1,169,879 円	86,454,422 円	平成 30 年 4 月 1 日 〃 令和 5 年 3 月 31 日
新宿区立西早稲田リサイクル活動センター②	19,524,000 円	—	18,953,335 円	平成 30 年 4 月 1 日 〃 令和 5 年 3 月 31 日
合計金額	105,453,140 円	1,169,879 円	105,407,757 円	

イ 根拠法令等

新宿区立リサイクル活動センター条例（平成 5 年新宿区条例第 16 号）

ウ 主な管理業務の内容

- (ア) リサイクル活動センターにおいて行う事業に関する業務〔前記①②〕
  - ・ごみの減量及びリサイクルに係る資料の収集及び提供に関すること。
  - ・不用品の再利用に関すること。
  - ・再生資源の保管に関すること。
  - ・ごみの減量及びリサイクルに係る講演、講習等の開催に関すること。
  - ・リサイクル活動センターの利用に関すること。
- (イ) リサイクル活動センターの団体登録、利用の承認及び不承認並びに利用承認の取消し等に関する業務〔前記①〕
- (ウ) リサイクル活動センターの利用料金の納入、減免及び返還に関する業務〔前記①〕
- (エ) リサイクル活動センターの施設及び設備の維持管理に関する業務〔前記①②〕

エ 主な事業実績

- (ア) 新宿リサイクル活動センター〔前記①〕
  - ・情報コーナーの運営 図書、資料、DVD 等の閲覧・貸出
  - ・資源回収ステーション 9 品目の資源回収
  - ・「もいちど倶楽部」の運営 出品登録者 2,211 人  
出品点数 55,471 点
  - ・フリーマーケットの運営 開催回数 36 回
  - ・環境、リサイクルに関する講座等 協働型講座 26 講座

	直営型講座	6 講座
	出前講座	22 講座
・ 環境、リサイクルイベント運営	出展行事	10 件
	主催行事	
	(アトムフェスタ)	
・ 環境学習、施設見学などの運営		
・ 会議室の貸出	利用件数	773 件
(イ) 西早稲田リサイクル活動センター[前記②]		
・ 情報コーナーの運営	図書、資料、DVD 等の閲覧・貸出	
・ 資源回収ステーション	9 品目の資源回収	
・ フリーマーケットの運営	開催回数	40 回
・ 環境、リサイクルに関する講座等	協働型講座	1 講座
	直営型講座	5 講座
・ 環境、リサイクルイベント運営	出展行事	3 件
	主催行事	
	(西早稲田リサイクルまつり)	
・ 環境学習、施設見学等の運営		
・ 打合せスペースの貸出	利用件数	520 件

## 第2 監査の結果

補助金、出資に係る事業並びに公の施設の管理について、特に指摘すべき事項は認められなかったが、口頭で改善を求めた事項があった。

所管課についても、特に指摘すべき事項は認められなかったが、口頭で改善を求めた事項があった。

# 社会福祉法人東京ムツミ会

## 《補助金等交付団体》

### 第1 監査対象の概要

#### 1 団体の概要

社会福祉法人東京ムツミ会（以下「法人」という。）は、平成14年9月に設立された。

その主な事業活動は、次のとおりである。

- ア 障害福祉サービス事業の経営
- イ 特定相談支援事業の経営
- ウ 地域活動支援センターの経営

#### 2 区との関係及びその概要

##### (1) 区との関係

区は、法人に対し、令和元年度に28,169,242円を補助金として支出している。

##### (2) 補助金に関する概要

###### ア 補助金の名称、補助金額及び交付目的

補助金の名称	補助金額	交付目的
新宿区障害者就労支援施設運営費補助金①	11,554,266円	企業等への就労を支援するとともに、就労が困難な障害者に対して働く場を提供し、能力等の向上を図るため
新宿区地域活動支援センター事業補助金②	14,850,976円	障害者とその介護者等に対して相談支援及び創作活動等の機会を提供し、障害者の地域生活を支援するため
新宿区居住サポート事業補助金③	1,764,000円	保証人が得られないなどの理由により住宅への入居が困難な障害者に対し、入居等に関する支援を提供するため
合計金額	28,169,242円	

###### イ 根拠法令等

(ア) 新宿区障害者就労支援施設運営費補助金交付要綱（平成23年3月29日22新福障事第317号）[前記①]

(イ) 新宿区地域活動支援センター事業補助金交付要綱（平成18年9月29日18新健予予第1317号）[前記②]

(ウ) 新宿区居住サポート事業補助金交付要綱（平成 18 年 9 月 29 日 18 新  
健予予第 1318 号）〔前記③〕

ウ 主な事業実績

(ア) 就労継続支援 B 型事業

- ・ 就労継続支援 B 型           利用者数           延べ 3,957 人
- ・ 福祉サービス第三者評価受審

(イ) 地域活動支援センター事業

- ・ 地域活動支援センター   利用者数           延べ 1,426 人
- ・ 相談支援事業           相談支援件数   延べ 175 件

(ウ) 居住サポート事業

- ・ 居住サポート           実施件数           延べ 32 件

## 第 2 監査の結果

補助金について、特に指摘すべき事項は認められなかったが、口頭で改善を求めた事項があった。

所管課についても、特に指摘すべき事項は認められなかったが、口頭で改善を求めた事項があった。

# 社会福祉法人邦友会

## 《補助金等交付団体》

### 第1 監査対象の概要

#### 1 団体の概要

社会福祉法人邦友会（以下「法人」という。）は、平成5年9月に設立された。その主な事業活動は、次のとおりである。

ア 特別養護老人ホームの経営、障害者支援施設の経営

イ 老人短期入所事業、老人デイサービスセンターの経営、障害福祉サービス事業（生活介護・短期入所）

ウ 日中一時支援事業

#### 2 区との関係及びその概要

##### (1) 区との関係

区は、法人に対し、令和元年度に30,563,000円を補助金として支出している。

##### (2) 補助金に関する概要

ア 補助金の名称、補助金額及び交付目的

補助金の名称	補助金額	交付目的
新宿区障害者支援施設事業運営費補助金①	12,767,000円	施設サービスの充実と、重度・重複障害者及び医療的ケアが必要な障害者の受け入れ体制の確保により、福祉の向上を図るため
新宿区医療介護支援補助金②	17,796,000円	医療処置を必要とする区民が住み慣れた地域で暮らし続けられる環境の整備を図るため
合計金額	30,563,000円	

イ 根拠法令等

(ア) 新宿区障害者支援施設事業運営費補助金交付要綱（平成20年5月30日20新福障事第84号）〔前記①〕

(イ) 新宿区医療介護支援補助金交付要綱（平成19年3月30日18新健高サ第3895号）〔前記②〕

ウ 主な事業実績

(ア) 障害者支援施設事業運営費補助金〔前記①〕

障害者支援施設新宿けやき園

- ・施設入所支援                      利用者数    延べ3,542人
- ・生活介護                            利用者数    延べ3,443人

- ・看護職員及び介護職員総数（常勤換算後） 13.8 人
  - うち看護職 2.1 人
  - 介護職 11.7 人
- （イ）医療介護支援補助金〔前記②〕
  - 特別養護老人ホーム新宿けやき園における医療処置者の受入れ
    - ・看護職員及び介護職員総数（常勤換算後） 44.5 人
      - うち看護職 4.0 人
      - 介護職 40.5 人
    - ・医療処置受入者数 月平均 18.4 人（18.4 %）

## 第2 監査の結果

補助金について、特に指摘すべき事項は認められなかったが、口頭で改善を求めた事項があった。

所管課についても、特に指摘すべき事項は認められなかったが、口頭で改善を求めた事項があった。



# ライクアカデミー株式会社

## 《補助金等交付団体》

### 第1 監査対象の概要

#### 1 団体の概要

ライクアカデミー株式会社（以下「法人」という。）は、平成元年12月に設立された。

その主な事業活動は、次のとおりである。

ア 認可保育園、東京都認証保育所等の運営

イ 学童クラブ、児童館等の運営

ウ 事業所内保育施設（大学、病院、企業）の受託運営

エ 保育施設運営のコンサルティングサービスの事業

#### 2 区との関係及びその概要

##### (1) 区との関係

区は、法人に対し、令和元年度に 33,291,442 円を指定管理料として、247,310,090 円を補助金として支出している。

なお、今回は、これらの支出のうち、補助金を監査対象とする。

##### (2) 補助金に関する概要

ア 補助金の名称、補助金額及び交付目的

補助金の名称	補助金額	交付目的
新宿区賃貸物件による 保育所整備事業補助金①	217,783,000 円	保育所の設置促進を図り、待機 児童の解消に資するため
新宿区保育従事職員 宿舍借り上げ支援事業 補助金②	10,611,000 円	保育人材の確保及び離職防止を 図るため
新宿区保育士等 キャリアアップ補助金③	16,490,000 円	保育士等が保育の専門性を高め ながら、やりがいを持って働くこ とができるよう、保育士等のキャ リアアップに向けた取組を促進 し、保育サービスの質の向上を図 るため
新宿区保育サービス 推進事業補助金④	2,426,090 円	地域の実情に応じた保育サービ スの提供を推進し、保育サービ スの質の向上を図るため
合計金額	247,310,090 円	

イ 根拠法令等

- (ア) 令和元年度新宿区賃貸物件による保育所整備事業補助要綱（令和 2 年 1 月 8 日 31 新子保施第 5264 号）〔前記①〕
- (イ) 新宿区保育従事職員宿舍借り上げ支援事業実施要綱（平成 29 年 4 月 1 日 29 新子指給第 67 号）〔前記②〕
- (ウ) 新宿区保育士等キャリアアップ補助金交付要綱（平成 27 年 10 月 14 日 27 新子保運第 2850 号）〔前記③〕
- (エ) 新宿区保育サービス推進事業実施要綱（平成 27 年 10 月 14 日 27 新子保運第 2851 号）〔前記④〕

ウ 主な事業実績

- (ア) 賃貸物件による保育所整備事業〔前記①〕

- ・にじいろ保育園四ツ谷（令和 2 年 6 月開園）  
保育所延床面積 214.14 m<sup>2</sup> 定員 30 人
- ・にじいろ保育園西早稲田（令和 2 年 4 月開園）  
保育所延床面積 456.81 m<sup>2</sup> 定員 67 人

- (イ) 保育従事職員宿舍借り上げ支援事業〔前記②〕

園 名	補助金額	補助対象者数
にじいろ保育園高田馬場西	1,266,000 円	2 人
にじいろ保育園高田馬場東	3,103,000 円	5 人
にじいろ保育園高田馬場南	3,367,000 円	5 人
保育ルームつるまき園	364,000 円	2 人
保育ルームべんてん	447,000 円	1 人
保育ルームおちにすくすく園	2,064,000 円	3 人

- (ウ) 保育士等キャリアアップ補助事業〔前記③〕

園 名	補助金額	賃金改善実施人数
にじいろ保育園高田馬場西	4,731,000 円	延べ 160 人
にじいろ保育園高田馬場東	6,691,000 円	延べ 212 人
にじいろ保育園高田馬場南	5,068,000 円	延べ 163 人

- (エ) 保育サービス推進事業〔前記④〕

- ・にじいろ保育園高田馬場西 1,130,420 円  
  - 零歳児保育 延べ 66 人
  - 一時預かり事業・定期利用保育事業（4 時間以上）延べ 12 人
  - アレルギー児対応 延べ 8 人
- ・にじいろ保育園高田馬場東 662,930 円  
  - 延長保育事業（2 時間・3 時間延長）延べ 41 人
  - 一時預かり事業・定期利用保育事業（4 時間以上） 1 人
  - 外国人児童受入れ 延べ 25 人
- ・にじいろ保育園高田馬場南 632,740 円  
  - 零歳児保育 延べ 20 人

延長保育事業（2時間・3時間延長）延べ2人  
一時預かり事業・定期利用保育事業（4時間以上） 1人  
アレルギー児対応 延べ15人

## 第2 監査の結果

補助金について、特に指摘すべき事項は認められなかったが、口頭で改善を求めた事項があった。

所管課についても、特に指摘すべき事項は認められなかったが、口頭で改善を求めた事項があった。

# 社会福祉法人いるま保育会

## 《補助金等交付団体》

### 第1 監査対象の概要

#### 1 団体の概要

社会福祉法人いるま保育会（以下「法人」という。）は、昭和46年6月に設立された。

その主な事業活動は、次のとおりである。

- ア 保育所の経営
- イ 一時預かり事業
- ウ 保育所型認定こども園の経営
- エ 幼保連携型認定こども園の経営
- オ 病児保育事業の経営

#### 2 区との関係及びその概要

##### (1) 区との関係

区は、法人に対し、令和元年度に55,004,040円を補助金として支出している。

##### (2) 補助金に関する概要

###### ア 補助金の名称、補助金額及び交付目的

補助金の名称	補助金額	交付目的
新宿区保育従事職員 宿舍借り上げ支援事業 補助金①	22,989,000円	保育人材の確保及び離職防止を図るため
新宿区保育士等 キャリアアップ補助金②	17,022,000円	保育士等が保育の専門性を高めながら、やりがいを持って働くことができるよう、保育士等のキャリアアップに向けた取組を促進し、保育サービスの質の向上を図るため
新宿区保育サービス 推進事業補助金③	14,993,040円	地域の実情に応じた保育サービスの提供を推進し、保育サービスの質の向上を図るため
合計金額	55,004,040円	

###### イ 根拠法令等

- (ア) 新宿区保育従事職員宿舍借り上げ支援事業実施要綱（平成29年4月1日29新子指給第67号）[前記①]

- (イ) 新宿区保育士等キャリアアップ補助金交付要綱（平成 27 年 10 月 14 日 27 新子保運第 2850 号）〔前記②〕
- (ウ) 新宿区保育サービス推進事業実施要綱（平成 27 年 10 月 14 日 27 新子保運第 2851 号）〔前記③〕

ウ 主な事業実績

- (ア) 保育従事職員宿舍借り上げ支援事業〔前記①〕

園 名	補助金額	補助対象者数
しんじゅくいるまこども園	22,989,000 円	29 人

- (イ) 保育士等キャリアアップ補助事業〔前記②〕

園 名	補助金額	賃金改善実施人数
しんじゅくいるまこども園	16,014,000 円	延べ 474 人
しんじゅくいるまこども園 (病児保育事業)	1,008,000 円	延べ 72 人

- (ウ) 保育サービス推進事業〔前記③〕

・しんじゅくいるまこども園	14,993,040 円	
零歳児保育		延べ 210 人
延長保育事業（2 時間・3 時間延長）		延べ 30 人
病児・病後児保育事業		延べ 586 人
一時預かり事業・定期利用保育事業（4 時間未満）		延べ 70 人
一時預かり事業・定期利用保育事業（4 時間以上）		延べ 1,157 人
障害児保育（その他/知的）		延べ 12 人
アレルギー児対応		延べ 68 人
外国人児童受入れ		延べ 48 人
保育所等体験		7 回
		延べ 36 人
出産を迎える親の体験学習		5 回
		延べ 11 人
保育人材の確保（保育拠点活動支援）		7 人

## 第 2 監査の結果

補助金について、特に指摘すべき事項は認められなかったが、口頭で改善を求めた事項があった。

所管課についても、特に指摘すべき事項は認められなかったが、口頭で改善を求めた事項があった。

# 独立行政法人都市再生機構

## 《補助金等交付団体》

### 第1 監査対象の概要

#### 1 団体の概要

独立行政法人都市再生機構（以下「法人」という。）は、平成16年7月に設立された。

その主な事業活動は、次のとおりである。

- ア 都市再生業務
- イ 賃貸住宅業務
- ウ 震災復興業務

#### 2 区との関係及びその概要

##### (1) 区との関係

区は、法人に対し、令和元年度に1,276,630,000円を補助金として支出している。

##### (2) 補助金に関する概要

###### ア 補助金の名称、補助金額及び交付目的

補助金の名称	補助金額	交付目的
新宿区市街地再開発事業補助金	1,276,630,000円	四谷駅前地区第一種市街地再開発事業の推進を図るため

###### イ 根拠法令等

新宿区市街地再開発事業補助要綱(平成10年3月10日9新都ま一第332号)

###### ウ 主な事業実績

四谷駅前地区市街地再開発事業

(ア) 建築敷地面積 17,932 m<sup>2</sup>

(イ) 建築物の概要

- ・延べ面積 139,400 m<sup>2</sup>
- ・階数 地上31階、地下3階
- ・高さ 145m

(ウ) 主要用途 事務所、店舗等

## 第2 監査の結果

補助金について、特に指摘すべき事項は認められなかったが、口頭で改善を求めた事項があった。

所管課についても、特に指摘すべき事項は認められなかったが、口頭で改善を求めた事項があった。

# 新宿駅周辺地区都市再生協議会

## 《補助金等交付団体》

### 第1 監査対象の概要

#### 1 団体の概要

新宿駅周辺地区都市再生協議会（以下「協議会」という。）は、都市再生特別措置法（平成14年法律第22号）に基づき、新宿駅周辺地区都市再生整備計画に掲げる新宿駅のターミナル機能を向上させる施設の整備事業を行うため、平成28年3月に設立された。

構成員は新宿区、東京都、鉄道事業者である。

#### 2 区との関係及びその概要

##### (1) 区との関係

区は、協議会に対し、令和元年度に381,155,000円を補助金として支出している。

##### (2) 補助金に関する概要

###### ア 補助金の名称、補助金額及び交付目的

補助金の名称	補助金額	交付目的
新宿区都市・地域交通戦略推進事業補助金	381,155,000円	区における都市交通の円滑化を図り、誰もが自由に安全に行動できる都市空間を形成するため

###### イ 根拠法令等

新宿区都市・地域交通戦略推進事業補助金交付要綱（平成28年4月1日27新都区施第284号）

###### ウ 主な事業実績

新宿駅東西自由通路整備

###### ・通路の概要

延長 約100m

幅員 約25m

### 第2 監査の結果

補助金について、特に指摘すべき事項は認められなかったが、口頭で改善を求めた事項があった。

所管課についても、特に指摘すべき事項は認められなかったが、口頭で改善を求めた事項があった。



# 新宿区教職員互助会

## 《補助金等交付団体》

### 第1 監査対象の概要

#### 1 団体の概要

新宿区教職員互助会（以下「団体」という。）は、昭和30年11月に設立された任意団体である。

その主な事業活動は、次のとおりである。

ア 給付事業

イ 文化厚生事業

ウ その他団体の目的を達成するために必要な事業

#### 2 区との関係及びその概要

##### (1) 区との関係

区は、団体に対し、令和元年度に8,103,300円を補助金として支出している。

##### (2) 補助金に関する概要

ア 補助金の名称、補助金額及び交付目的

補助金の名称	補助金額	交付目的
新宿区教職員互助会	8,103,300円	区立学校に勤務する教職員の親睦、相互扶助及び事業の充実を図るため

イ 根拠法令等

新宿区補助金等交付規則（昭和45年新宿区規則第7号）

ウ 主な事業実績

(ア) 給付事業 141件

(イ) 文化厚生事業

- ・ ボウリング大会 5回 参加者数 延べ349人
- ・ 溪流マス釣り 1回 参加者数 22人
- ・ 農産物収穫体験 1回 参加者数 48人
- ・ フラワーアレンジメント講習会 1回 参加者数 25人
- ・ 鑑賞・施設利用券補助 利用枚数 1,103枚  
(内訳 芝居588枚 映画等515枚)
- ・ 人間ドック利用補助 利用者数 81人
- ・ 研修・サポート資金 利用者数 629人

## 第2 監査の結果

補助金について、特に指摘すべき事項は認められなかったが、口頭で改善を求めた事項があった。

所管課についても、特に指摘すべき事項は認められなかったが、口頭で改善を求めた事項があった。

# ナカバヤシ株式会社

《指定管理者》

## 第1 監査対象の概要

### 1 団体の概要

ナカバヤシ株式会社（以下「法人」という。）は、昭和26年6月に設立された。その主な事業活動は、次のとおりである。

- ア 印刷製本関連事業
- イ 図書館サービス事業
- ウ ノート・アルバム他文具等の販売
- エ オフィス家具等の販売
- オ エネルギー事業

### 2 区との関係及びその概要

#### (1) 区との関係

区は、法人に対し、令和元年度に118,633,682円を指定管理料として支出している。

#### (2) 指定管理に関する概要

##### ア 施設名、指定管理料及び指定期間等

施設名	指定管理料	利用料金収入	管理経費	指定期間
新宿区立 鶴巻図書館 ①	69,569,856円	—	72,988,569円	平成31年4月1日 ↳ 令和6年3月31日
新宿区立 北新宿図書 館②	49,063,826円	—	53,729,911円	平成31年4月1日 ↳ 令和6年3月31日
合計金額	118,633,682円	—	126,718,480円	

##### イ 根拠法令等

新宿区立図書館条例（昭和44年新宿区条例第14号）

##### ウ 主な管理業務の内容

- (ア) 図書館資料の収集、整理及び保存に関すること。
- (イ) 図書館資料の館内での利用及び館外への貸出しに関すること。
- (ウ) 読書相談、読書案内及び参考調査に関すること。
- (エ) 読書会、映写会、講習会、展示会等の開催及び奨励に関すること。
- (オ) 図書館を利用することに障害がある者に対する利用の援助に関すること。
- (カ) 他の図書館、学校その他教育機関等との相互協力に関すること。
- (キ) 図書館の施設及び設備の維持管理に関する業務

## エ 主な事業実績

### (ア) 鶴巻図書館 [前記①]

- ・開館日数 244 日
- ・入館者数 93,993 人
- ・利用登録者数 5,801 人
- ・貸出数 個人 (図書資料) 168,908 冊 (視聴覚資料) 5,942 点  
団体 (図書資料) 512 冊
- ・レファレンス 314 件
- ・集会・行事サービス 一般向 映画会 2 回  
講演会その他 4 回  
児童向 映画会 1 回  
おはなし会 116 回  
工作会 5 回  
お楽しみ会等 9 回

### (イ) 北新宿図書館 [前記②]

- ・開館日数 294 日
- ・入館者数 99,728 人
- ・利用登録者数 4,600 人
- ・貸出数 個人 (図書資料) 142,606 冊 (視聴覚資料) 7,321 点  
団体 (図書資料) 1,403 冊
- ・レファレンス 656 件
- ・集会・行事サービス 一般向 映画会 1 回  
講演会その他 17 回  
児童向 映画会 1 回  
おはなし会 76 回  
工作会 2 回  
お楽しみ会等 3 回

## 第2 監査の結果

公の施設の管理について、特に指摘すべき事項は認められなかったが、口頭で改善を求めた事項があった。

所管課についても、特に指摘すべき事項は認められなかったが、口頭で改善を求めた事項があった。

# 丸善雄松堂株式会社

《指定管理者》

## 第1 監査対象の概要

### 1 団体の概要

丸善雄松堂株式会社（以下「法人」という。）は、明治2年1月に設立された。その主な事業活動は、次のとおりである。

- ア 国内外図書、雑誌等の販売
- イ 出版業
- ウ 文化、教育事業等

### 2 区との関係及びその概要

#### (1) 区との関係

区は、法人に対し、令和元年度に 53,732,742 円を指定管理料として支出している。

#### (2) 指定管理に関する概要

ア 施設名、指定管理料及び指定期間等

施設名	指定管理料	利用料金収入	管理経費	指定期間
新宿区立 中町図書館	53,732,742 円	—	53,379,338 円	平成31年4月1日 5 令和6年3月31日

イ 根拠法令等

新宿区立図書館条例（昭和44年新宿区条例第14号）

ウ 主な管理業務の内容

- (ア) 図書館資料の収集、整理及び保存に関すること。
- (イ) 図書館資料の館内での利用及び館外への貸出しに関すること。
- (ウ) 読書相談、読書案内及び参考調査に関すること。
- (エ) 読書会、映写会、講習会、展示会等の開催及び奨励に関すること。
- (オ) 図書館を利用することに障害がある者に対する利用の援助に関すること。
- (カ) 他の図書館、学校その他教育機関等との相互協力に関すること。
- (キ) 図書館の施設及び設備の維持管理に関する業務

エ 主な事業実績

- ・開館日数 294 日
- ・入館者数 135,526 人
- ・利用登録者数 7,792 人
- ・貸出数 個人 (図書資料) 283,877 冊 (視聴覚資料) 10,851 点  
団体 (図書資料) 905 冊

・レファレンス	577 件		
・集会・行事サービス	一般向	映画会	2 回
		講演会その他	10 回
	児童向	映画会	2 回
		おはなし会	97 回
		工作会	2 回
		お楽しみ会等	50 回

## 第2 監査の結果

公の施設の管理について、指摘すべき事項が認められたため、改善を求めた。  
 所管課についても、指摘すべき事項が認められたため、改善を求めた。

## 第2 まとめ

### 1 総括意見

区は、区政の効率化と区民サービスの向上を目的に、公益上の必要がある事業や民間活力を活用した事業等を実施する団体へ財政的援助を行っている。このうち、本年度の監査対象となった16団体については、監査の着眼点に基づき監査した結果、おおむね適正に行われていたと認められる。

また、併せて所管部局に対して実施した随時監査についても、団体に対しおおむね適切に指導監督及び関連事務が行われていたと認められる。

### 2 補足意見

しかしながら、補助金等交付団体及び指定管理者について、監査の着眼点別にそれぞれ一部課題が見られたので、次のとおり補足意見を述べる。

#### (1) 補助金等交付団体について

補助金は、法第232条の2を根拠とし、区が公益上の必要がある事業に対し交付する財政的支援で、区の政策目的を効果的かつ効率的に実現するための有効な手段の一つとして、区民サービスの向上や地域活性化の一端を担っている。

#### ア 補助金等に係る収支の事務処理について

今回の監査では、団体から提出された交付申請書や実績報告書の内訳及び添付資料等に誤りや不足があるもの、補助金請求書や実績報告書の提出時期が遅いものが見られた。これらは過去の監査においても多くの団体で見られており、これまでも改善を要望してきたところである。要因の一つとして、チェック体制の仕組みはあるものの、十分に機能していないことによるものが挙げられる。

補助金交付事務における交付申請から決定・支払に至る一連の手続の各段階で、適正な書類に基づき審査することは、補助金の公益性や有効性を正確に把握・検証する上で必要不可欠である。

所管部局においても、実効性のあるチェックを行い、団体からの提出書類に不備等があれば、必要な補正を指導されたい。

区及び団体においては、補助事業は公金が充当されていることを十分に認識し、事業目的が効果的に達成されるよう、適切な補助金交付事務に取り組まれない。

## (2) 指定管理者について

指定管理者制度は、民間事業者等の蓄積されたノウハウを幅広く活用し、施設を効果的かつ効率的に管理運営することで、住民サービスの向上と管理経費の節減などを図るものである。区にとっては、サービス向上により利用者の満足度を高めることで、施設の目的を達成し、公共サービスの価値を高めることができる。

### ア 協定に基づく公の施設の管理について

今回の監査では、年度協定書に基づく人員配置計画で定めた職員の配置人数や資格要件を、一部満たしていないものが見られた。人員配置については、昨年度の監査でも指摘しているところであり、一部施設では、令和元年度の監査結果を受けて対応をとったところも見られたが、区民サービスの観点からも、当初より年度協定書の人員配置計画にのっとった形で施設管理を行うことが求められる。

また、管理経費の執行について、収支計画と実績が乖離している支出科目があり、特に年度末に収支計画の見込額を大幅に上回る支出が集中しているものも見られた。

協定書に係る各計画の内容は、施設の効用を最大限に発揮するとともに経費の計画的な執行を図るものであることから、団体においては、協定書や各計画の重要性や意義について改めて認識し、適切な施設管理を行われたい。

所管部局においても、人員配置や収支状況を含め、施設の運営状況を十分に把握し、適切な指導監督を行われたい。

### イ 管理業務に係る事務処理について

団体から提出される収支決算報告書や実績報告書に、誤りや不足等があるものが、複数の団体で見られた。報告書は、次年度以降の収支計画や事業計画策定の基になるものであり、団体においては、遅滞なく正確な報告に努められたい。

所管部局においても、提出された報告書の内容を十分に検証し、より適切な施設管理が行われるよう、指導監督されたい。

指定管理者制度における事業計画は、事業者選定に当たっての重要な要素であり、区においては、事業計画書に基づいたサービスが提供されていることを確認し、サービスの質を確保することが必要である。

区は、指定管理者との連携を深め、内部統制機能の充実強化を図るとともに、指定管理者制度のメリットを最大限生かすことにより、区民サービスがより一層向上することを期待する。



印刷物作成番号  
2020-5-5101

令和2年度  
財政援助団体等監査結果報告書

令和3年2月 発行 新宿区監査事務局

新宿区歌舞伎町1-5-1  
電話 (03) 5273-4579 (ダイヤル)  
FAX (03) 5273-3539

この印刷物は、業者委託により320部印刷製本しています。その経費として、1部当たり297円(税込み)がかかっています。ただし、編集時の職員人件費や配送経費などは含んでいません。

新宿区は、環境への負荷を少なくし、未来の環境を創造するまちづくりを推進しています。

本誌は新宿区環境マネジメントに基づき、環境に配慮した印刷用紙を使用しています。